

基本計画

基本目標2 人権・子育て・教育

子どもたちが心豊かに成長し、すべての市民が尊重されるまちづくり

基本施策	①人権・男女共同参画	P.64
	②児童福祉	P.66
	③青少年育成	P.68
	④学校教育・高等教育	P.70
	⑤生涯学習	P.74
	⑥スポーツ・レクリエーション	P.76

① 人権・男女共同参画

～一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に輝く社会をめざします～

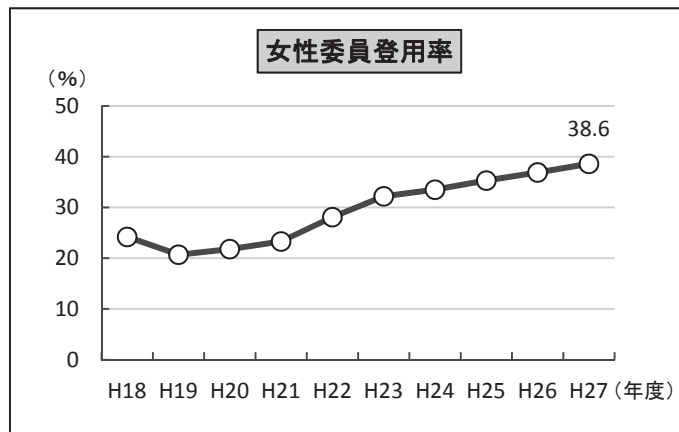
■現状と課題

人権とは、すべての人々が幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を越えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利であって、誰にとっても大切なものです。

しかし、現実には、高齢であったり、障がいがあったり、外国人であったりすることなどの理由により、周りの人から差別をされたり、虐待を受けたりする人がいます。また、高度情報化社会の進行によって、インターネットを通じたプライバシー侵害や名誉き損なども発生しています。

これらの課題の解決に向けて、人権教育の総合的な取組の推進は一層重要となっています。家庭、地域、職場、学校等で、市民一人ひとりの基本的人権が尊重された社会を実現していくためには、推進体制の確立や指導者の資質向上など具体的な取組を進めるとともに、その内容をより充実させていく必要があります。

男女共同参画社会実現のためには、あらゆる分野の立案及び方針決定の場へ男女が共に参画することが求められており、市のすべての施策について男女共同参画の視点に立って取り組む必要があります。市民意識調査の結果によると、人々の意識の一部には、依然として男女の役割・能力を固定的にとらえる傾向が見られます。また、家事、子育て、介護等の負担が、女性の就業や社会活動など女性の活躍に影響を与えている実態があるなど、引き続き解決されるべき課題が存在しています。また、人権を著しく侵害する行為であるドメスティック・バイオレンス（DV）等が社会問題化する中、本市においても相談などの件数が増加傾向にあり、的確な対応が求められています。



■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
人権教育研修会開催回数	平成 27 年度：34 回	平成 38 年度：維持する	→
人権推進に関わる指導者の養成及び資質向上のための講習会開催回数	平成 27 年度：8 回	平成 38 年度：維持する	→
審議会などに占める女性委員の割合	平成 27 年度：38.6%	平成 38 年度：50.0%	↗

■ 施策展開の方針と主な取組

1 すべての市民の基本的人権を尊重するという普遍的な視点に立ち、一人ひとりを大切にする人権教育を推進します

- 人権課題についての各種研修会等の開催や、地域や職場等における自発的な人権に関する学習・交流活動ができる環境づくりに努め、人権意識の醸成を図ります。
- 家庭・地域・学校が連携し、すべての市民が思いやりのある豊かな心を育める環境づくりを進めるとともに、広報、情報提供などの充実に努め、人権に関する啓発活動を推進します。
- 人権教育を推進する指導者の養成と資質の向上を図ります。

2 相談・推進体制の充実を図ります

- 児童生徒の個々の成長に即した人権教育を推進するための教職員の研修に努めるとともに、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。
- 人権に関する様々な相談に的確に対応するため、人権擁護委員や関係機関との連携を密にし、相談体制を強化します。

3 すべての施策を男女共同参画の視点に立って推進し、男女共同参画社会の実現をめざします

- 家庭、地域、職場、学校等において効果的な啓発を実施し、男女共同参画に関する意識の高揚を図ります。
- 女性の活躍の場を広げるとともに、男女が共に活躍できる地域社会づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境整備を行います。
- あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を進めます。

4 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））や男女間の暴力を容認しない社会の実現をめざします

- DVに関する意識の啓発に努めるとともに、暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めます。
- 相談体制を充実させ、関係機関との連携を図るとともに、被害者の安全確保と自立支援に取り組めます。
- DVのほか、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等、性別に起因するすべての暴力の防止対策を推進し、関係機関との連携による被害者支援に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆人権研修会や講演会に参加してみましょう。
- ☆自分のパートナーに「ありがとう」の気持ちを伝えましょう。
- ☆男女で力を合わせて家事・育児・介護をしましょう。

② 児童福祉

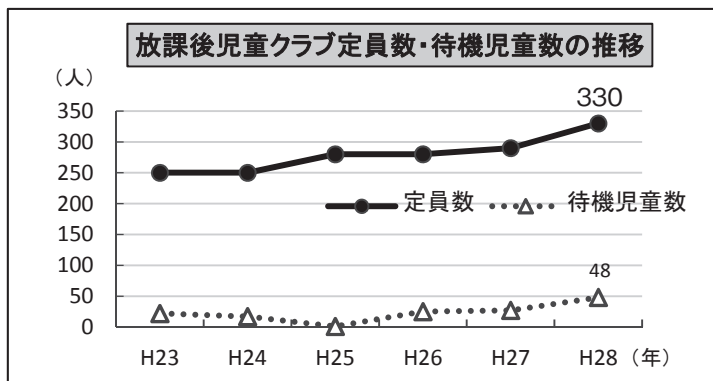
～未来を担う子ども一人ひとりが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組みます～

■現状と課題

1 人の女性が一生に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、全国、県、本市ともに、平成 19 年までは低下し続けましたが、その後の平成 20 年から 24 年までは上昇に転じてきています。本市のこの間の合計特殊出生率の平均は 1.55 で、全国の 1.38、県の 1.52 よりは高いものの、人口置換水準の 2.07 を大幅に下回っており、少子化の進行に歯止めをかけることが急務となっています。

本市は、これまでも核家族化や女性の社会進出、地域の相互扶助機能の低下が進む中で、子育てに関する各種サービスの充実や相談体制の強化、保育施設や放課後児童クラブの整備等に取り組んできました。

今後、本市の出生率を向上させ、市民の子育てに対する様々なニーズに対応するためには、多様な保育サービスの提供や就学前教育の充実を図るとともに、妊娠・出産・育児における精神的負担や経済的負担を軽減するなどの子育て支援のさらなる強化が求められています。また、子育てに関する知識を得たり、乳幼児とふれあい、世話をしたりする機会がないまま親になる人の増加が懸念されており、地域で子どもを見守り、育て、子どもが健やかに成長し、親が楽しく子どもを育てることができる環境づくりが重要となっています。



■成果を示す指標

指標名	現 状	成果指標	方向性
放課後児童クラブ待機児童数	平成 28 年：48 人	平成 38 年：0 人	↘
病児保育施設数	平成 28 年：0 施設	平成 38 年：1 施設	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 すべての子どもと家庭への子育て支援制度の充実を図ります

○地域の医療機関と連携を図りながら、母子保健指導、妊婦健康診査、乳幼児健康診査などに取り組めます。

- 子育てに関する必要なサービスをワンストップで円滑に利用できるよう、妊娠期から子育て期にわたる情報提供や総合的な相談支援等を行う「子育て世代包括支援センター」を整備します。
- 子育て中の親子に情報交換・交流できる場や気楽に相談できる場を提供することで、育児の負担感や不安感の軽減を図る「地域子育て支援センター」の機能を充実させます。
- 子どもの人権が侵されないように児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、児童相談所等との連携を強化します。
- 就学前児童の教育内容や指導について、小学校等と連携強化を図ることで、円滑な就学を支援します。
- 保育ニーズの多様化に対応するため、障害児保育、延長保育、一時保育、休日保育などの各種サービスの充実を図ります。
- 医療機関の理解と協力のもと、病児・病後児保育事業を充実させます。
- 保育所、幼稚園等については、利用希望に応じた適正な定員の維持と、施設の計画的な改修・整備に努めます。
- 就学前教育の充実を図るため、保育所・幼稚園の認定こども園への円滑な移行を促進します。
- 放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。
- 母子寡婦福祉団体の支援に努め、ひとり親家庭の相互扶助と社会参加を促進します。
- ひとり親家庭の生活や就業に対する支援体制等の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金、母子・父子福祉資金等の制度により自立を支援します。

2 子育て世代の経済的負担を軽減するため、助成制度を充実させます

- 乳幼児医療費助成制度については、対象年齢を拡大するなど、制度の充実を図ります。
- 多児世帯等の保護者に対する保育料の軽減や児童手当の支給など、子育て世帯に対する経済的な支援を行います。

3 子育て環境づくりを地域ぐるみで進めます

- 子育てに対する市民の関心が高まるように、家庭はもとより地域や民間事業者等への啓発活動と各種情報提供に努めます。
- 地域が一体となって子育て家庭を支援できるように、民生委員・児童委員や母子保健推進員、母親クラブ、子ども会、PTAなどによる地域活動を支援するとともに、子育てに関する様々な行事への幅広い世代の参加を促進します。
- 子どもの遊びの場を確保するため、児童遊園地の適正管理に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆子どもたちと顔見知りになりましょう。

③ 青少年育成

～次代を担う青少年の健全な心身の育成を地域全体で支えます～

■現状と課題

青少年が心身ともに健やかに、たくましく成長することは、市民すべての願いです。しかし、共働き世帯の増加や地域での人間関係の希薄化など、近年、青少年を取り巻く環境は変化し、非行や不登校、虐待、いじめなど、様々な問題が深刻化しています。また、パソコンや携帯電話などの普及に伴い、インターネットを使った青少年の犯罪や有害情報の氾濫による事件や事故も増加しており、青少年が抱える問題はより複雑・多様化しています。

本市では、これまで「柳井市青少年健全育成市民会議」や「柳井市青少年育成センター」などを中心に、青少年がいる家庭への支援、街頭指導や相談活動、社会参加活動の促進、有害情報から青少年を守る活動等に取り組んできました。

今後は、これらの取組を継続しながら、青少年自身が自分のモラルの向上や責任、誇りなどについて考え、家族や地域とのつながりを大切にできるように、参加・体験型の文化・スポーツ活動やボランティア活動などへの参加機会をより多く提供していくことが求められています。また、青少年が社会性や自立性を育むことができるように、青少年や青少年団体の活動を支援していく必要があります。さらに、家庭はもとより学校、地域社会等の連携によって、家庭や地域の教育力を高め、青少年が心豊かにたくましく成長できる社会環境づくりを進めていく必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
街頭指導の実施回数	平成 27 年度：50 回	平成 38 年度：維持する	→
有害情報立ち入り調査の実施件数	平成 27 年度：15 件	平成 38 年度：維持する	→

■施策展開の方針と主な取組

1 家庭教育の充実により、心豊かな子どもたちを育てます

- 子どもに対する適正な親の態度や家庭のあり方、親子のふれあいや対話の重要性等についての啓発活動を推進します。
- 親や将来親となる青年層を対象に、親が子どもに対して果たすべき役割など、家庭教育に関する知識の普及等に努めます。
- 家庭に対する少年非行に関する情報提供に一層努めるとともに、相談機会の充実を図ります。

2 青少年を取り巻く環境の整備を行います

- 子どもたちが安心して過ごせる環境づくりのために、青少年に関わる各種団体、関係機関及び学校との連携を図り、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
- 市民参画による青少年健全育成運動が展開できるように「柳井市青少年健全育成市民会議」の充実を図るとともに、その活動を積極的に支援します。
- 警察、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との密接な連携を図りながら、「柳井市青少年育成センター」の充実を図り、あいさつ運動、街頭指導、防犯パトロールなどの青少年を見守る活動を推進します。
- インターネットの適切な利用に向けた情報モラル教育の充実や啓発に取り組めます。
- 有害図書やビデオなどの排除に努めるとともに、薬物乱用防止のための啓発活動に取り組みます。

3 青少年の育成に地域社会で一体となって取り組みます

- 子ども会活動、ボーイスカウト活動、スポーツ少年団活動、文化活動などの自主的な活動を支援し、学校と地域社会の連携による体験活動の充実を図ります。
- ボランティア活動、コミュニティ活動、職場体験などへの参加機会の拡充を促進し、青少年の社会性や自立性を育成します。
- 青少年の国際的視野を広め国際協調の精神を養うため、国際交流活動を支援します。

☆市民の力を発揮しましょう

☆若者と気軽にあいさつや話をするなどしてみましよう。

④ 学校教育・高等教育

～「愛、夢、志をはぐくむ教育」を推進し、しなやかでたくましい子どもたちを育成します～

■現状と課題

本市は、平成 27 年 11 月に、「柳井市教育大綱・柳井市教育振興基本計画」を策定し、今後の教育目標を「愛、夢、志をはぐくむ教育」と定め、サブタイトルを「スクール・コミュニティによる教育のまちづくりの推進」としました。

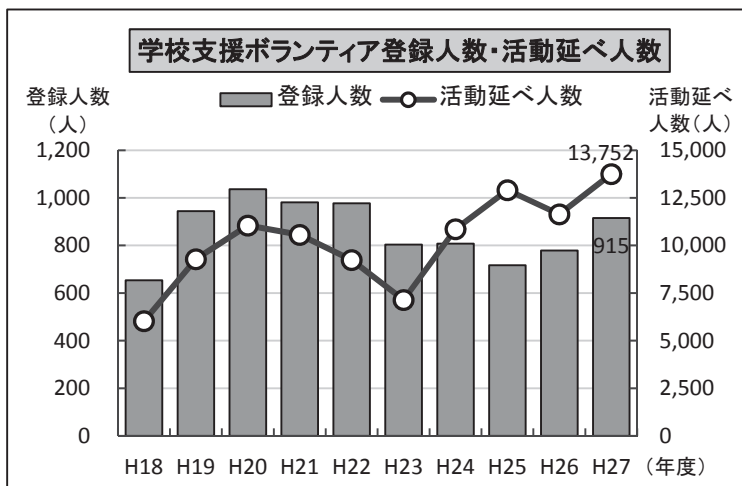
教育目標の「愛」、「夢」、「志」は、学校だけ、家庭だけ、地域だけで育つものではなく、それぞれがしっかりと連携することによってはじめて育まれるものです。

計画では、学校を中心に様々な年齢層の市民が交流を深め、地域に新たな絆を生み出し、学校・家庭・地域が一体となった人づくり・まちづくりを推進するスクール・コミュニティに取り組むことで、豊かな心とたくましく生きる力を持った子どもを育成することをめざしています。この目標を達成するためには、今後、より多くの市民が子どもたちの教育に積極的に関わり、地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援していくことが求められます。

本市の学校施設は、平成 23 年 3 月に策定した「新たな柳井市小中学校整備計画」に基づき、耐震化工事や学校の統廃合等を進めてきましたが、現在もなお一部の学校において耐震化されていない施設が残され、児童生徒数の減少も続いています。このため、すべての子どもたちが安全で快適な環境の中で学ぶことができるように、引き続き、施設の改築、耐震補強等を推進するとともに、児童生徒数の現状を踏まえた上で、適正規模・適正配置の学校づくりを進めていく必要があります。また、施設の整備に当たっては、スクール・コミュニティにおける学校の役割等も考慮しながら、その整備を検討していく必要があります。

本市には、県立高等学校 2 校（普通高校 1 校、商工高校 1 校）と私立高等学校 1 校が設置されており、平成 28 年 4 月現在の生徒総数は、1,267 人となっています。また、平成 27 年度における市内中学校卒業生の進学率は、約 98.5%となっています。高等学校教育においては、それぞれの興味や能力に応じてより専門性を高めることとあわせ、生徒一人ひとりの可能性を見極めて、幅広くサポートしていく教育の充実が重要となっています。

さらに、高等学校卒業後の市内就学等を可能にし、地域が求める人材を養成するために、必要なカリキュラムを実



施する高等教育機関の誘致に取り組み、高等教育環境の充実を図る必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
学校支援ボランティアの登録数	平成 27 年度：915 人	平成 38 年度：増加させる	↗
コミュニティルーム設置済の学校数	平成 27 年度：5 校	平成 38 年度：全学校	↗
小中学校施設の耐震化率	平成 27 年度：94.5%	平成 38 年度：100% (平成 31 年度までに実施)	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 教育内容・指導体制を充実させ、確かな学力の定着と豊かな心の育成に取り組みます

- 学習指導要領の趣旨を基本として、教育内容の充実を図ります。
- 各校の「学力向上プラン」に基づき、授業を改善し、家庭学習を充実、深化させることで学校と家庭がつながる「学びのサイクル」の確立に取り組みます。
- 全国学力・学習状況調査と学力定着状況確認問題の結果分析を行い、課題解決のための具体的な取組を実施します。
- 夢や志を持ち、人間力と社会力を兼ね備えた社会人として自立できるように、発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。
- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ取組（インクルーシブ教育）を充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- 家庭や地域との連携を強化し、不登校の児童生徒の支援体制の充実を図ります。また、いじめなどの問題の早期発見に努め、解決に向けた適切な対応を図ります。
- 校内・校外において、豊かな心を育むための体験活動を充実させます。
- 保護者の経済的負担の軽減を図るため、国の法令等に基づき、就学援助費を交付します。
- G I G A スクール構想の実現に向けて、I C T 環境を充実させ、児童生徒の情報活用能力や学力向上を図ります。

2 心身ともに健やかで安全な教育を推進します

- 基礎・基本の運動を効果的に取り入れ、体力の向上を図ります。
- 学校保健・安全活動の実態把握と効果的な改善に努め、活動を組織的・計画的に推進します。
- 健康な身体を育成、維持するため、望ましい食習慣を身に付けさせるなど、食の自己管理能力を育みます。
- 学校給食においては、地産地消を推進し、安全で衛生的かつ栄養バランスのとれたおいしい献立の提供に努めます。また、必要な施設整備を進めます。
- 事故、事件、災害等の危険を自ら予測し、回避するための力を身に付けさせます。また、交通安全教育や防犯・防災訓練などの安全教育の充実を図ります。

3 スクール・コミュニティの取組により、地域に開かれた学校づくりを推進します

- スクール・コミュニティセンターを中心として、学校運営協議会の活性化や各学校との連携・交流、研修機会の充実を図り、スクール・コミュニティに取り組みます。
- 中学校区の地域教育ネットとスクール・コミュニティセンターを連携させ、情報収集・発信に努め、学校と地域が一体となった活動を支援します。
- 学校支援ボランティアへの登録を促進し、ボランティア活動の充実を図ります。
- 学校に、子どもや教職員と地域住民の交流拠点となるコミュニティルームを設置し、地域に開かれた学校づくりを進めます。

4 教育環境を充実させるとともに、学校規模の適正化を図ります

- 「新たな柳井市小中学校整備計画」に基づき、学校施設の改築、耐震補強を推進するとともに、計画の見直しも視野に入れ、適正規模・適正配置の学校づくりを進めます。
- 学校施設の整備に当たっては、スクール・コミュニティを推進する観点から、学校における地域住民の交流の場の整備を検討します。
- 確かな学力を身に付けさせるために図書、教材、教具等の整備充実を図ります。
- 多様な教育課題に対応できるように、教職員の研修を充実させ資質向上に取り組みます。

5 高等教育を充実させるとともに、私学教育の振興に努めます

- 快適な教育環境を確保し、多様で専門性の高い教育活動を展開するため、県と連携して質の高い高等教育を推進します。
- 中学校と高等学校との連携協議会の開催など連携を強化し、適切な進路指導の推進に努めます。
- 私立の高等学校に対して助成を行い、特色ある高等教育の充実を図ります。

6 高等教育環境の充実をめざします

- 産・官・学の連携により高等教育機関を誘致し、高等教育環境の充実をめざします。
- 奨学金貸付事業の充実を図り、意欲と能力のある学生の教育を受ける機会を支援するとともに、社会に貢献する有為な人材を育成します。

☆市民の力を発揮しましょう

☆学校支援ボランティアに登録しましょう。

☆学校行事に参加してみましょう。



市の木 やなぎ

⑤ 生涯学習

～生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれでも自由に学べる環境を整えます～

■現状と課題

わが国の社会は、政治・経済のグローバル化、さらに進む少子化・高齢化、高度に発達する科学技術、あふれる情報など、大きく変化を続けています。また、人の生き方や価値観は多様化し、それぞれの関心や必要に応じて、生涯を通じて学習し、生きがいのある人生を過ごしたいという人が増えています。

このため、行政には、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができる環境づくりや、学習の成果を生かせる仕組みづくりが求められています。

本市は、公民館や図書館などの生涯学習施設を活用して市民に学習情報や学習機会を提供するとともに、地域においても生涯学習の取組を促進し、現在では、多くの市民が生涯学習活動に参加しています。しかし一方で、学習内容の固定化等により、個人のニーズに合った学習機会が得られない現状もあります。

今後は、高齢化の進行とともに職場から地域に活動の場を移す市民が増加し、生涯学習のニーズはさらに高まることが予想され、市民一人ひとりのニーズや地域社会の要請等に応じた豊かな学習環境の整備が求められます。

また、市民が、それぞれのライフステージにおいて、自由に生涯学習に取り組み、自己の人格を磨き、心豊かな暮らしを送ることができるよう、生涯学習施設の有効活用や整備に努めていく必要があります。さらに、市民の学習成果が、地域活動や市民活動に効果的に生かされるような仕組みづくりが重要となっています。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
公民館利用自主グループの登録団体数	平成 27 年度：134 団体	平成 38 年度：増加させる	↗
公民館活動利用者数	平成 27 年度：37,151 人	平成 38 年度：増加させる	↗
柳井・大畠図書館来館者数	平成 27 年度：56,251 人	平成 38 年度：増加させる	↗

■ 施策展開の方針と主な取組

1 普及啓発活動を積極的に行います

○生涯学習活動を普及するため、多様な学習情報の提供と意識啓発に努めます。

2 学習活動の多面的支援と相談体制の充実に努めます

○柳井図書館及び大畠図書館と、学校図書館、県立図書館など他の図書館との連携を図り、読書推進の啓発と利用促進に努めます。

○市民の多種多様な学習ニーズに対応するため、図書館の蔵書、資料等の充実や利便性の向上など利用環境の整備を図ります。

○学校や大学等との連携による公開講座や講演会等の開催に努めます。

○「しらかべ学遊館」や公民館を学びの拠点とし、学習に関する相談体制の充実に努めます。

○生涯学習を推進する上で重要な役割を担う社会教育主事、公民館主事、図書館司書等の人材の育成に努め、学習活動の充実に努めます。

3 学習成果発表機会の充実に努めます

○地域の特性を生かした生涯学習事業を展開するとともに、学習活動の成果を発表する場の充実に努めます。

○生涯学習の成果を社会的な資本と捉え、地域の活性化やまちづくりに活用できるように、発表の場や活用する機会の確保に努めます。

4 生涯学習活動施設等の整備の充実に努めます

○公民館や生涯学習関連施設の適切な維持管理を図るとともに、改修や建替えを計画的に推進します。

○サンビームやない、アクティブやない、柳井市文化福祉会館などの利用利便性の向上を図るため、これらの施設周辺における駐車場整備を進めます。

☆市民の力を発揮しましょう

☆公民館や図書館に足を運んでみましょう。

☆自分の趣味を持って、学んでみましょう。

⑥ スポーツ・レクリエーション

～スポーツやレクリエーションを通じて、人と地域が元気なまちをつくります～

■現状と課題

スポーツ・レクリエーションは、身体を動かす喜びや爽快感・達成感を味わうことができ、コミュニケーションづくりや心身に健康をもたらしてくれる世界共通の文化です。

本市は、これまで、市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及を奨励し、スポーツをより身近なものとするために、各種スポーツ大会の開催や体育施設の整備、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援に取り組んできました。

平成 25 年 6 月には、平成 23 年に開催された「おいでませ！山口国体・山口大会」を契機として高まった競技力やスポーツへの関心を継承し発展させるために、「柳井市スポーツ推進条例」を制定しました。また、平成 27 年 3 月には、この条例に基づき、「スポーツに親しみ健康な柳井をつくりましょう」の理念のもと、「柳井市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツ・レクリエーション施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

市民意識調査においては、多くの市民がスポーツ・レクリエーションに対して積極的に参加したい、ボランティアとして関わりたいという意向を示していますが、実際には、日頃からスポーツ活動をほとんど行っていない市民も多く、いかに多くの市民に、スポーツ・レクリエーション活動に関わりを持ってもらうかが、スポーツ振興を図る上での大きな課題となっています。

そのため、今後は、市民一人ひとりの関心、適性、健康状態等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる場や機会の提供に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動を通じた世代間や地域間の交流を促進し、誰もが気軽にスポーツに参加できる環境を整えていく必要があります。また、競技会等での地元選手の活躍は、市民に夢と勇気、感動を与え、地域に活力をもたらすものであることから、スポーツ選手の競技水準の向上と将来を担う青少年やスポーツを支える人材の育成に努める必要があります。

■成果を示す指標

指 標 名	現 状	成果指標	方向性
スポーツ活動実施率の向上 (週に1回以上の実施率) (平成 35 年度スポーツに関する市民意識調査)	平成 25 年度 : 30.4%	平成 38 年度 : 50.0%	↗
全国大会出場者数	平成 27 年度 : 延べ 72 人	平成 38 年度 : 増加させる	↗
体育施設の年間利用者数	平成 27 年度 : 約 417,000 人	平成 38 年度 : 増加させる	↗

■施策展開の方針と主な取組

1 生涯スポーツの推進に取り組みます

- 市民一人ひとりの関心、適性、健康状態等に応じて、誰もがスポーツに親しむことができるように、多様なスポーツ・レクリエーション活動を促進し、生涯スポーツを推進します。
- スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集と提供に努めます。

2 スポーツ団体の活動を支援し、人材の育成を図ります

- 体育協会や各競技団体等の組織の充実を図るとともに、団体等によるスポーツ教室や講習会などの開催を支援します。
- スポーツを通じて青少年の健全育成を図るとともに、スポーツを支えるボランティアや指導者等の人材の育成と、その活用及び連携を図ります。
- 全国的規模の大会等において優秀な成績が収められるように、スポーツ教室、講習会等の開催を支援するなど、各種競技団体及び競技選手の育成を図り、競技水準の向上に努めます。

3 スポーツ・レクリエーションによる地域活性化を推進します

- 魅力あるスポーツ・レクリエーション行事等の企画に努め、参加者の増加を促し、地域の交流を活性化させます。
- スポーツ合宿やスポーツ大会を誘致する取組を支援し、交流人口の拡大による地域活性化を図ります。
- 市独自のスポーツと文化や観光資源等を有機的に結び付け、その魅力を広く発信することにより、地域活性化を図ります。

4 スポーツ・レクリエーションの場の充実を図ります

- スポーツ・レクリエーション施設の整備や適切な維持管理を図ります。また、学校体育施設の地域開放や社会体育施設等の利用促進に努めます。

☆市民の力を発揮しましょう

- ☆地域のスポーツ大会等に参加してみましょう。
- ☆スポーツ・レクリエーションをして、観て、手伝ってみましょう。
- ☆スポーツ施設を大切に使いましょう。

